

## 第3章 検討結果のまとめ

### 第1節 訓練基準の見直し

#### 1-1 見直し箇所

##### (1) 教科の細目及び技能照査の基準の細目の見直し

訓練基準に設定されている普通課程の訓練科は、144科である。今年度の見直し対象の電気・電子、繊維・繊維製品、非金属加工分野における現在の設置状況に関しては表2-3で既に掲載している。

見直し対象分野は、生活や製造のエネルギーとしての電力系の電気工事関連や携帯電話等の電気通信関連、洋服等の衣類、寝具関連、家具・建具に代表される木材加工関連と生活に密接に関係のある分野を担う人材育成であることから、その訓練生総数も多く、訓練修了後の役割も大きく幅広いことになる。

電気・電子関連に係る技能者、技術者の人材は、主要地域を中心に全国的に求められている。特に、電力関連では、有資格者が工事を担当する業務となっていることから、資格取得に対する訓練実施施設の思い入れが強く、経済産業省管轄の電気工事士養成施設の申請認定を受けている施設が多い。訓練基準を資格認定に係るカリキュラムと同一への要望が強いが、職業訓練の目的である「建築電気設備の工事における技能及びこれに関する知識の習得」と資格取得とは区別することとした。

今回の訓練基準に関する見直しの概要は、次のように電気・電子、繊維・繊維製品、非金属加工分野を訓練系毎にまとめると以下の表3-1~7のようになった。

表3-1 電気・電子系「教科の細目、技能照査の基準の細目」

電気・電子系	<p>スマートフォンやテレビなどの家庭電化産業、ロボットなどの電機産業や計測機器をはじめとするあらゆる分野で活かされているのが電気・電子系の技能・技術である。電気工学、電子工学等の基礎知識から機器制御に至る専門的な知識と技術習得から新たな機器への展開が図れる人材育成から、生産システムラインの保守・維持管理に係る人材育成をする。</p> <p>製造設備科，電気通信設備科，電子機器科，電気機器科，コンピュータ制御科，電気製図科</p>
A) 系基礎科目の教科の細目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科名「測定基本実習」の細目「計測一般、電気・電子計測<u>及び判定</u>」を「計測一般、電気・電子計測」とし「<u>及び判定</u>」を削除</li> <li>・教科名「回路図作成基本実習」の細目「電気・電子回路」を「電気・電子回路<u>図</u>」に変更</li> <li>・教科名「回路組立基本実習」の細目「電気・電子回路」を「電気・電子回路<u>組立て</u>」に変更</li> </ul>

<p>B) 系基礎科目の技能照査の基準の細目</p> <p>B) 系基礎科目の技能照査の基準の細目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科名「材料」に係る細目「電気材料の種類、性質及び用途について知っていること。」の「電気材料」を「電気・電子材料」に変更</li> <li>・教科名「製図」に係る細目「電気製図について知っていること。」の「電気製図」を「電気・電子製図」に変更</li> <li>・教科名「測定基本実習」に係る細目「測定・試験及び検査ができること。」を「電気・電子計測ができること。」に変更</li> <li>・教科名「回路図作成基本実習」に係る細目「回路図の基本的な作成ができること。」を「<u>電気・電子回路図の基本的な作成</u>ができること。」に変更</li> <li>・教科名「回路組立基本実習」に係る細目「電気・電子回路の基本的な設計ができること。」を「電気・電子回路の基本的な<u>組立て</u>ができること。」に変更</li> </ul>
<p>C) 専攻科目の教科の細目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造設備科の教科名「機械工学概論」の細目「機械要素、機構と運動、機械一般、伝達要素」に「原動機」を追加</li> <li>・製造設備科の教科名「製造設備」の細目「製造設備の種類、組立て・分解・調整、運転管理、検査・保守・<u>修理</u>、製造設備の制御」から「・修理」を削除</li> <li>・製造設備科の教科名「製造設備組立実習」の細目「電気応用製造設備の分解・組立て・調整、運転管理、点検・保守・<u>修理</u>」から「・修理」を削除</li> <li>・電気通信設備科の教科名「端末設備技術」の細目「電話機、<u>モデム</u>、NCU、通信ケーブル」の「モデム」を「端末機器」に変更</li> <li>・電子機器科の教科名「工作法」の細目「電子機器の<u>操作法、専攻実技の解説</u>」を「電子機器の工作法、電子機器組立て法」に変更</li> <li>・電子機器科の教科名「工作実習」の細目「半田付け、ハーネス処理」を「部品取付け、配線」に変更</li> <li>・電子機器科の教科名「組立て及び調整実習」の細目「電子機器の<u>分解、組立て、修理及び調整</u>」を「電子機器の組立て及び分解、修理及び調整」に変更</li> <li>・電子機器科の教科名「測定実習」の細目「電子機器の<u>測定及び判定</u>」を「電子機器の測定」とし「及び判定」を削除</li> <li>・コンピュータ制御科の教科名「自動制御概論」の細目「制御方式と特徴、<u>フィードバック制御、シーケンス制御</u>、数値制御、コンピュータ制御」を「制御理論、制御方式と特徴、シーケンス制御、フィードバック制御、数値制御、コンピュータ制御」に変更</li> <li>・コンピュータ制御科の教科名「プログラム論」の細目「プログラム設計、プログラム流れ図とアルゴリズム、プログラムデバック、プログラムテスト、<u>アセンブリ言語、手続き型言語</u>」を「プログラム設計、プログラム流れ図とアルゴリズム、プログラムデバック、プログラムテスト、プログラム言語」に変更</li> </ul>

<p>C) 専攻科目の教科の細目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンピュータ制御科の教科名「プログラム作成実習」の細目 ‘<u>手続き型によるプログラム作成</u>、オブジェクト指向言語によるプログラムの作成’ を ‘プログラミングの基礎、オブジェクト指向言語によるプログラムの作成’ に変更</li> <li>・コンピュータ制御科の教科名「コンピュータ制御システム設計実習」の細目 ‘コンピュータ制御システム、<u>周辺回路</u>の設計・製作’ を ‘コンピュータ制御システムの設計・製作’ に変更</li> </ul>
<p>D) 専攻科目の技能照査の基準の細目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造設備科の教科名「機械工学概論」に係る細目 ‘<u>機械工学</u>について知っていること。’ を ‘機械要素及び機構について知っていること。’ に変更</li> <li>・製造設備科の教科名「製造設備」に係る細目の ‘自動機の故障原因を把握し、<u>簡単な修理、調整</u>の方法をよく知っていること。’ を ‘自動機の故障原因を把握し、簡単な保守の方法をよく知っていること。’ に変更</li> <li>・製造設備科に係る技能照査の基準の細目 ‘金属材料及び非金属材料について知っていること。’ と ‘半導体の種類及び用途についてよく知っていること。’ は該当する教科の設定がないことから削除</li> <li>・電子機器科の教科名「組立て及び調整実習」に係る細目の ‘電子機器の分解及び組立てがよくできること。’ を ‘電子機器の組立て及び分解がよくできること。’ に変更</li> <li>・電子機器科の教科名「測定実習」に係る細目を新たに ‘各種測定機器の取り扱い及び測定がよくできること。’ と設定</li> <li>・電子機器科に係る技能照査の基準の細目 ‘自動制御について知っていること。’ は該当する教科がないことから削除</li> <li>・電気機器科の教科名「機械工学概論」に係る細目を新たに ‘機械要素及び機構について知っていること。’ と設定</li> <li>・電気機器科の教科名「電気応用」に係る細目を新たに ‘照明、電熱及び動力についてよく知っていること。’ と設定</li> <li>・電気機器科の教科名「電気機器」に係る細目 ‘<u>電気機器の組立ての方法</u>についてよく知っていること。’ を ‘電気機器についてよく知っていること。’ に変更</li> <li>・電気機器科の教科名「制御工学」に係る細目の “知っていること” を “よく知っていること” に変更</li> <li>・電気機器科の教科名「電気設備」に係る細目を新たに ‘配電理論及び配線設計について知っていること。’ と設定</li> <li>・電気機器科の教科名「検査実習」に係る細目を新たに ‘検査及び判定ができること。’ と設定</li> <li>・電気機器科に係る技能照査の基準の細目 ‘半導体の種類及び用途について知っていること。’ は該当する教科がないことから削除</li> </ul>

<p>D) 専攻科目の技能照査の基準の細目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンピュータ制御科の教科名「システム設計概論」に係る細目 ‘<u>コンピュータ言語及びシステムの開発手法設計</u>についてよく知っていること。’ を ‘システムの開発手法についてよく知っていること。’ に変更</li> <li>・コンピュータ制御科の教科名「プログラム論」に係る細目を新たに ‘プログラム設計及びプログラム言語について知っていること。’ と設定</li> <li>・コンピュータ制御科の教科名「開発用機器操作実習」に係る細目 ‘開発用機器を使いデバックができること。’ を ‘開発用機器を使いデバック・テストができること。’ に変更</li> <li>・コンピュータ制御科の教科名「プログラム作成実習」に係る細目 ‘<u>コンピュータ言語のプログラミング</u>ができること。’ を ‘プログラミングができること。’ に変更</li> <li>・コンピュータ制御科の教科名「ネットワーク基本実習」に係る細目を新たに ‘ネットワーク機器の設定及び通信ができること。’ と設定</li> <li>・コンピュータ制御科に係る技能照査の基準の細目 ‘電子部品及び各種素子について知っていること。’ と ‘電子回路の機能について知っていること。’ は該当する教科の設定がないことから削除</li> <li>・電気製図科の教科名「製図用具使用法」に係る細目を新たに ‘製図用具の使用ができること。’ と設定</li> <li>・電気製図科に係る技能照査の基準の細目 ‘電気機器の部品の設計ができること。’ は該当する教科の設定がないことから削除</li> </ul>
---------------------------	--

表3-2 電力系「教科の細目、技能照査の基準の細目」

<p>電力系</p>	<p>電力は、最も重要なインフラとして重要であると共に、日本の電力事情が地球温暖化対策に逆行した対応として2019年のcop25において「化石賞」という不名誉な表彰を受けた。しかし、不安定な供給となる再生エネルギーに対して安定的に供給できる石炭火力発電は、日本の「クリーンコール技術」と呼ばれる技術を活用して大気汚染物質の排出を大幅に削減しており、如何に世界をリードしているかを証明すべきであり、少ない資源を無駄なくエネルギー化して有効活用しているかをアピールする必要がある。人々の暮らしからものづくりの生産や全てのエネルギー源である電力を活用するにも、電力発電→送電→変電→配電の流れに沿い、設備の導入から電力配線等の敷設が必要である。且つ、有効活用のための設備管理等も重要な仕事となる。そのため、これらに対応する人材の育成が求められている。</p>
	<p>発電電科，送配電科，電気工事科，電気設備科，電気設備管理科</p>

A) 系基礎科目 の教科の細目	見直し箇所なし
B) 系基礎科目 の技能照査の 基準の細目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科名「コンピュータ操作基本実習」に係る細目「<u>パーソナルコンピュータ</u>を使うことができること」を「コンピュータの基本的な操作ができること。」に変更</li> </ul>
C) 専攻科目の 教科の細目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気工事科の教科名「設計図・施工図」の細目「<u>配電理論、平面図、配線図、結線図、施工図、設計・積算の概要</u>」から「<u>配線図、結線図、配電理論、施工図、設計・積算の概要</u>」に変更</li> <li>・電気工事科の教科名「電気工事」の細目「<u>建築設備の概要、建築電気設備、電気工事材料、電気工事用器工具、各種施工法、接地、検査方法</u>」から「<u>建築設備の概要、建築電気設備、接地、電気工事材料、電気工事用器工具、各種施工法、検査方法</u>」に変更</li> <li>・電気設備科の教科名「建築電気設備」の細目「<u>建築設備、電力設備、通信設備</u>」を「<u>建築設備、電気設備、電気通信設備</u>」に修正</li> <li>・電気設備科の教科名「設計・積算」の細目「<u>配電理論、平面図、配線図、結線図、施工図、設計、積算</u>」を「<u>配線図、結線図、配電理論、施工図、設計・積算の概要</u>」に変更</li> <li>・電気設備管理科の教科名「制御工学」の細目「<u>制御理論、シーケンス制御</u>」を「<u>制御機器、シーケンス制御</u>」に修正</li> <li>・電気設備管理科の教科名「電気工事」の細目「<u>建築構造概論、各種施工法(引き込み、屋内、屋外等)、検査方法</u>」を「<u>建築構造概論、各種施工法、検査方法</u>」に修正</li> <li>・電気設備管理科の教科名「電気制御回路組立実習」の細目「<u>制御用装置の分解・組立て・調整</u>」を「<u>制御装置の分解・組立て・調整</u>」に修正</li> <li>・電気設備管理科の教科名「電気工事实習」の細目「<u>電気工事用器工具の使用法、電気工事材料の取扱い、各種施工法(引き込み、屋内、屋外等)、検査方法</u>」を「<u>電気工事用器工具の使用法、電気工事材料の取扱い、各種施工法、検査方法</u>」に変更</li> <li>・電気設備管理科の教科名「電気設備保守管理実習」の細目「<u>受変電設備・非常用電源設備の点検・保守</u>」を「<u>受変電設備・非常用電源設備の点検・保守・管理</u>」に変更</li> </ul>

<p>D) 専攻科目の技能照査の基準の細目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発変電科の教科名「水力発電」に係る細目 ‘<u>水力学</u>について知っていること。’ を ‘<u>水力発電</u>について知っていること。’ に変更</li> <li>・発変電科の教科名「火力発電」に係る細目 ‘<u>熱力学</u>について知っていること。’ を ‘<u>火力発電</u>について知っていること。’ に変更</li> <li>・発変電科の教科名「原子力発電」に係る細目 ‘原子力について知っていること。’ を ‘<u>原子力発電</u>について知っていること。’ に変更</li> <li>・発変電科の教科名「新エネルギー発電」に係る細目を新たに ‘新エネルギー発電について知っていること。’ と設定</li> <li>・発変電科の教科名「発変電設備運転実習」に係る細目 ‘<u>発変電設備及び機器</u>の運転ができること。’ を ‘<u>発変電設備の運転</u>ができること。’ に変更</li> <li>・発変電科の教科名「発変電設備点検・保守実習」に係る細目 ‘<u>発変電設備及び機器</u>の点検及び試験ができること。’ を ‘<u>発変電設備の点検及び試験</u>ができること。’ に変更</li> </ul>
---------------------------	--

表3-3 アパレル系「教科の細目、技能照査の基準の細目」

<p>アパレル系</p>	<p>アパレル分野の現状は、国内縫製工場の低工賃、不採算性、後継者難が常時問題視されている。デザイナーズブランドのものは知名度があるものの、一つの型当たりの生産枚数が少ないことから、工賃は値上げせざるを得ない状況でありながら値引き要求してくる状況が多い。また、仕事を「振るだけ」の振り屋の存在があつて、中間搾取が多いのも問題である。さらに、縫製等の労働力不足に対しては多数の外国人実習生が対応している。現在日本で流通する衣料品の国産比率はわずか3%に満たない。安価に製造するため、労働力の安い地域(国)に製造拠点が移動している。一時期の中国からベトナム、バングラデシュやミャンマーと移動している。業務では「ミシン操作、アイロン、プレス操作を行いながら、裁断された生地 of 縫製、仕上げ、製品検査を行い、最終的な製品に仕上げる仕事」である縫製作業に係る優秀な人材が求められている。検反・裁断の業務である「企画・販売業からの縫製仕様書を理解して、縫製作業の前段階で、効率的かつ正確で仕上がりのよい縫製となるよう、検反、マーキング(型入れ)、延反、裁断、仕分け、接着など一連の作業を行う仕事」に関してはリーダー的な人材が担い、経験者が主に就く業務となっている。</p>
<p>アパレル系</p>	<p>ニット科，洋裁科，洋服科，縫製科</p>
<p>A) 系基礎科目の教科の細目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科名「製図」を「パターンメイキング」に変更し、同教科の細目においても ‘体型観察、採寸、基礎製図、応用製図、補正’ を ‘体型観察、採寸、基礎製図、応用<u>パターン</u>、補正’ に変更</li> </ul>

<p>A) 系基礎科目の教科の細目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科名「縫製基礎知識」の細目‘裁縫用具類、ミシン、アイロン、用布の見積り、<u>パターンメイキング</u>’を‘裁縫用具類、ミシン、アイロン、用布の見積り、<u>パターン</u>’に変更</li> <li>・教科名「商品企画基本実習」の細目‘アパレル情報の収集及び整理、商品企画、製品検査’を‘アパレル情報の収集及び整理、商品企画、<u>プレゼンテーション</u>、製品検査’とプレゼンテーションを追加</li> <li>・教科名「パターンメイキング基本実習」の細目‘<u>平面作図</u>、立体裁断、<u>パターンメイキング</u>、CAD’を‘<u>平面裁断</u>、<u>立体裁断</u>、<u>パターンメイキング</u>、CAD’に変更</li> </ul>
<p>B) 系基礎科目の技能照査の基準の細目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科名「商品企画」に係る細目を新たに‘商品企画の方法について知っていること。’と設定</li> <li>・教科名「製図(新たに「パターンメイキング」に変更)」に係る細目‘<u>製図</u>について知っていること。’を‘<u>パターン</u>について知っていること。’に変更</li> <li>・教科名「デザイン基本実習」に係る細目を新たに‘デザイン画の作成ができること。’と設定</li> </ul>
<p>C) 専攻科目の教科の細目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニット科の教科名「服飾製図実習」を「服飾<u>パターン</u>実習」に変更し、同教科の細目においても‘ニット製品の<u>製図</u>、CAD’から‘ニット製品の<u>パターンメイキング</u>、CAD’に変更</li> <li>・洋裁科の教科名「縫製知識」の細目‘採寸、裁断、手縫い、ミシン縫い、縮じゅう及び地直しの方法、補正’にリフォームを追加し‘採寸、裁断、手縫い、ミシン縫い、縮じゅう及び地直しの方法、補正、<u>リフォーム</u>’に変更</li> <li>・洋裁科の教科名「服飾製図実習」を「服飾<u>パターン</u>実習」に変更し、同教科の細目においても‘婦人子供服製品の<u>製図</u>、CAD’から‘婦人子供服製品の<u>パターンメイキング</u>、CAD’に変更</li> <li>・洋服科の教科名「服飾製図実習」を「服飾<u>パターン</u>実習」に変更し、同教科の細目においても‘紳士服製品の<u>製図</u>、CAD’から‘紳士服製品の<u>パターンメイキング</u>、CAD’に変更</li> <li>・洋服科の教科名「仕上実習」の細目‘製品別工程ごとのアイロン操作、アイロン仕上げ’に検品を追加して‘製品別工程ごとのアイロン操作、アイロン仕上げ、<u>検品</u>’に変更</li> <li>・縫製科の教科名「服飾製図実習」を「服飾<u>パターン</u>実習」に変更し、同教科の細目においても‘作業衣、ワイシャツ等の<u>製図</u>、CAD’から‘作業衣、ワイシャツ等の<u>パターンメイキング</u>、CAD’に変更</li> <li>・縫製科の教科名「仕上実習」の細目‘製品別工程ごとのアイロン操作、アイロン仕上げ’に検品を追加して‘製品別工程ごとのアイロン操作、アイロン仕上げ、<u>検品</u>’に変更</li> </ul>

<p>D) 専攻科目の 技能照査の基 準の細目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニット科の教科名「服飾デザイン」に係る細目を新たに‘ニット製品の流行やデザインについて知っていること。’と設定</li> <li>・ニット科の教科名「服飾製図実習(新たに「服飾パターン実習」に変更)」に係る細目を新たに‘ニット製品のパターンメイキングができること。’と‘ニットCADの操作ができること。’と2項目設定</li> <li>・ニット科の教科名「縫製実習」に係る細目を新たに‘縫製マシンによる縫製作業ができること。’と設定</li> <li>・洋裁科の教科名「縫製知識」に係る細目を新たに‘縫製の知識について知っていること。’と設定</li> <li>・洋裁科の教科名「服飾製図実習」(新たに「服飾パターン実習」に変更)」の細目の一つ‘被服製図がよくできること。’を‘被服パターンメイキングがよくできること。’に変更</li> <li>・洋裁科の教科名「服飾手芸実習」に係る細目を新たに‘服飾手芸ができること。’と設定</li> <li>・洋服科の教科名「被服科学」に係る細目を新たに‘紳士服の材料について知っていること。’と設定</li> <li>・洋服科の教科名「服飾製図実習」(新たに「服飾パターン実習」に変更)」の細目の一つ‘被服製図がよくできること。’を‘被服パターンメイキングがよくできること。’に変更</li> <li>・縫製科の教科名「服飾デザイン」に係る細目を新たに‘色彩、スタイル等の流行について知っていること。’と設定</li> <li>・縫製科の教科名「服飾製図実習」(新たに「服飾パターン実習」に変更)」の細目の一つ‘被服製図がよくできること。’を‘被服パターンメイキングがよくできること。’に変更</li> </ul>
-------------------------------------	--

表3-4 裁縫系「教科の細目、技能照査の基準の細目」

<p>裁縫系</p>	<p>裁縫は大正時代までは和裁のことであったが、その後、洋裁と区別するために、和服の裁縫のことを和服裁縫、又は和裁と呼ぶ。呉服(着物)業界も他の業種同様海外への依存度が大きく、原料となる生糸や絹糸等は、ほぼ輸入品である。安い海外品が輸入されたことで国内養蚕農家が激減し、国内産の比率は最盛期の0.003%に過ぎない。また、材料ばかりでなく、製品の加工の仕立てでも、20年以上前から、海外に仕立工場を作り、「海外仕立」の方式が導入されている。ハイテクマシン等による海外の仕立て代と和裁職人の手縫いによる仕立て代とは3割～5割ほど職人仕立ての方が高くなる。職人による仕立てでは、お客の顔や容姿を観て仕立てるという方式のため、職人がすぐ傍にいるという安心感によるところが大きい。現在、呉服屋や百貨店では僅かでも大切な着物の仕立てを求められるために、小規模ではあるが専属の和裁業者、職人を抱えているという現状がある。</p>
	<p>和裁科, 寝具科</p>



A) 系基礎科目の教科の細目	見直し箇所なし
B) 系基礎科目の技能照査の基準の細目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科名「裁縫知識」に係る細目‘<u>色彩について知っていること。</u>’を削除し、同教科に係る細目は‘<u>体形について知っていること。</u>’のみに変更</li> </ul>
C) 専攻科目の教科の細目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和裁科の教科名「被服概論」の細目‘<u>被服の歴史、被服の目的、被服の着装</u>’に教科名「服装美学」の内容を追加して‘<u>被服の歴史、被服の目的、被服の着装、色彩、コーディネート、TPO、着装美</u>’とし、訓練時間においても「服装美学」の訓練時間分を追加して15→25に変更</li> <li>・和裁科の教科名「服装美学」を削除</li> <li>・和裁科の教科名「部分縫い実習」における縫い実習に力点を置くこととして訓練時間を240→260に増強</li> <li>・和裁科の教科名「補綴(ほてつ)実習」におけるはぎ方、縫い方に力点を置くこととして訓練時間を30→40に増強</li> <li>・和裁科の教科名「着付け実習」では、ひととおりの着付けができるまでとして、訓練時間を60→30に減らし、和裁で求められる縫う実習に減らした時間分を充てる</li> </ul>
D) 専攻科目の技能照査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和裁科の教科名「被服概論」に係る細目として新たに‘<u>着物の色柄について知っていること。</u>’を追加して、‘<u>織物及び染物について知っていること。</u>’と併せて技能照査の基準の細目を2つにする</li> <li>・和裁科の技能照査の基準の細目である‘<u>裁断及び縫製に使用する機械及び器工具の種類、構造及び使用法について知っていること。</u>’においては訓練として学ぶべき教科の設定がないので削除する</li> </ul>

表3-5 木材加工系「教科の細目、技能照査の基準の細目」

木材加工系	<p>わが国の家具製造業は、戦後の高度経済成長やライフスタイルの変化に伴い急速に成長したが、バブル崩壊以降は経済成長の減速と住宅着工の減少などで低迷となっている。特に、木製家具製造業の衰退は著しく、出荷額以上に生産量が大きく落ち込み、賃金の安い海外に生産をシフトしたことから、消費者は国産品と同機能の家具を安価に入手できるようになり、低価格品の輸入家具が拡大している。需要の伸びが低い中で輸入量が拡大傾向であるため、国内家具製造業は厳しい状況に置かれている。限られた市場規模の中で、高品質でデザイン性の高い家具を求める層と、景気低迷の影響を受け低価格な商品を求める層に二極化しており、この二極化の動きは、今後ますます進むと見込まれている。</p> <p>品質やデザインに訴求力のある家具の製作が求められており、デザイン力や素材の新しい使い方の提案などの独創性や、手仕事ならではの確かな技術力のある人材育成は重要である。</p>
-------	---

木材加工系	<p>この訓練系に係る木型は、従来、玩具の原型や小型の家電製品や自動車、新幹線、航空機のデザインや機能の検討・風洞実験にも用いられていたが、微妙なカーブの修正や隙間の修正には‘天然木材’以外に樹脂木材が用いられ、手作業での業務から近年は3Dプリンタによる立体成形によるところが広まりつつあるため、木型に係る技能検定もなくなっている。</p> <p>木型科，木工科，工業包装科</p>
A) 系基礎科目の教科の細目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科名「生産工学概論」の細目‘生産と工場、生産の合理化、生産活動の分析、計画と統制、作業の改善と標準化、品質管理、運搬管理、原価計算、設備の保全、環境マネジメント’と非常に幅広く指導する内容から‘品質管理、工程管理、品質保証、作業の改善と標準化’として大量生産に向かない職種であることから内容を限定するものに変更</li> </ul>
B) 系基礎科目の技能照査の基準の細目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科名「製図」に係る細目として新たに‘<u>原寸図の作成について知っていること。</u>’を追加し、‘設計及び製図について知っていること。’と併せて、この教科に係る細目を2つに変更</li> <li>・教科名「木材加工法」に係る細目として新たに‘<u>木取りについて知っていること。</u>’を追加し、‘木材加工法について知っていること。’と併せて、この教科に係る細目を2つに変更</li> <li>・教科名「安全衛生」に係る細目‘木材加工用機械作業の安全についてよく知っていること。’を‘<u>器工具及び木材加工用機械の安全作業についてよく知っていること。</u>’に変更すると共に、もう一つの細目‘安全衛生についてよく知っていること。’についても‘<u>安全衛生関係法規についてよく知っていること。</u>’に変更</li> <li>・教科名「工作基本実習」に係る細目‘<u>材料の選択と木取りができること。</u>’を‘<u>木取り、墨付けができること。</u>’と‘<u>接合及び継ぎ手加工ができること。</u>’の2つに変更</li> </ul>
C) 専攻科目の教科の細目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木工科の教科名「組立及び仕上実習」に係る細目‘各種仕口の総合組み合わせ及び素地調整、<u>組立補助具</u>による工作’を‘各種仕口の総合組み合わせ及び素地調整、<u>圧縮器具</u>による工作’に変更</li> </ul>

<p>D) 専攻科目の 技能照査の基 準の細目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木型科の教科名「電気理論」に係る細目として新たに「<u>電気理論について知っていること。</u>」と設定</li> <li>・木型科の教科名「材料選択及び木取り実習」に係る細目として新たに「<u>材料の選択並びに木取り、木組みができること。</u>」と設定</li> <li>・木型科の教科名「樹脂材加工実習」に係る細目として新たに「<u>樹脂材による型作りができること。</u>」と設定</li> <li>・木型科の教科名「表面処理実習」に係る細目として新たに「<u>表面処理ができること。</u>」と設定</li> <li>・木型科の教科名「検査実習」に係る細目として新たに「<u>製品の検査ができること。</u>」と設定</li> <li>・木工科の教科名「工作法」に係る細目「<u>木取りについてよく知っていること。</u>」は同教科の細目「<u>木材の加工法についてよく知っていること。</u>」に含まれるものとして削除すると共に、同教科の細目「<u>木材の種類、性質及び用途についてよく知っていること。</u>」については工作法でなく材料であることから削除し、同教科の細目である「<u>木材以外の材料について知っていること。</u>」については「<u>木材以外の材料の加工法について知っていること。</u>」に変更する</li> <li>・木工科の教科名「設計実習」に係る細目として新たに「<u>木製品の製作図面が作成できること。</u>」と設定</li> <li>・木工科の教科名「乾燥実習」に係る細目として新たに「<u>木材の管理ができること。</u>」と設定</li> <li>・木工科の教科名「組立及び仕上実習」に係る細目「<u>木取りがよくできること。</u>」は教科の組立及び仕上実習には対応しないことから「<u>圧縮器具の取扱いができること。</u>」に変更し、もう一つの細目「<u>型板、ジグ等の製作ができること。</u>」と併せて2つとする</li> <li>・木工科の技能照査の基準の細目「<u>原寸図の作成について知っていること。</u>」と「<u>木材加工用機械及び器工具の種類、構造及び使用法についてよく知っていること。</u>」においては専攻学科の訓練として学ぶべき教科の設定がないので削除する</li> <li>・木工科の教科名「木製品製作実習」に係る技能照査の基準の細目「<u>接着作業ができること。</u>」と「<u>つり込み作業ができること。</u>」においては同教科の細目「<u>家具又は建具の製作作業がよくできること。</u>」に含まれることから削除する</li> </ul>
-------------------------------------	--

表3-6 工芸系「教科の細目、技能照査の基準の細目」

工 芸 系	<p>日本の伝統的なものづくりである工芸系には、桐ダンスや菓子鉢などの木材工芸、竹細工等の竹工芸、長い伝統と歴史を持ち古くから日本人の生活に密着してきた漆を塗り重ねてつくる漆器、印鑑、宝石などがある。伝統的な工芸品は熟練技能者による技能伝承により長きにわたって生活用品や調度品として活用されてきている。</p> <p>コンピュータやモバイル等のデジタル化の普及により、ハンコ文化が損なわれつつあり、生活様式にも大きな変化が表れてきている。しかし、日本の文化として守り続けていくべき伝統工芸品としての価値を再認識して、文化だけでなく生活用品としての利用価値をも認識すべきものである。</p> <p>木材工芸科，竹工芸科，漆器科，貴金属・宝石科，印章彫刻科</p>
A) 系基礎科目の教科の細目	見直し箇所なし
B) 系基礎科目の技能照査の基準の細目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科名「器具基本使用法」に係る細目として新たに「<u>関係器具の操作ができること。</u>」と設定</li> </ul>
C) 専攻科目の教科の細目	見直し箇所なし
D) 専攻科目の技能照査の基準の細目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材工芸科の教科名「工作法」に係る細目「<u>木材工芸用機械、器具及びと石の種類、構造及び使用法について知っていること。</u>」における「<u>と石の種類</u>」が教科の細目にも表されていないことから削除し「<u>木材工芸用機械、器具及び構造及び使用法について知っていること。</u>」に変更し、この教科に係る細目を「<u>彫刻刀の種類及び彫刻法について知っていること。</u>」と併せて2つとする</li> <li>・木材工芸科の教科名「器具使用法」に係る細目として新たに「<u>木材工芸用器具の取扱いができること。</u>」と設定</li> <li>・木材工芸科の教科名「素地製作実習」に係る細目「<u>木材工芸用機械及び器具の取扱いができること。</u>」にある器具については教科名「器具使用法」にて表わされることから電動工具に改め「<u>木材工芸用機械及び電動工具の取扱いができること。</u>」に変更</li> <li>・木材工芸科の教科名「素描及び彫刻実習」に係る細目として新たに「<u>素描ができること。</u>」と設定し、この教科に係る細目を「<u>木彫工具の研削及び取扱いができること。</u>」と「<u>彫刻品の荒彫り及び仕上げ作業がよくできること。</u>」と併せて3つとする</li> <li>・漆器科の教科名「工芸化学」に係る細目として新たに「<u>化学加飾用材料について知っていること。</u>」と設定</li> <li>・漆器科の教科名「器具使用法」に係る細目として新たに「<u>漆器製作に係る器具について取扱いできること。</u>」と設定</li> <li>・漆器科の教科名「機械操作実習」に係る細目として新たに「<u>漆加工用機械の使用ができること。</u>」と設定</li> </ul>

D) 専攻科目の技能照査の基準の細目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印章彫刻科の教科名「仕様及び積算」に係る細目として新たに「印章の仕様について知っていること。」と設定</li> <li>・印章彫刻科の教科名「器工具使用法」に係る細目として新たに「印章製作に係る器工具による加工ができること。」と設定</li> <li>・印章彫刻科の教科名「機械操作実習」に係る細目として新たに「彫刻機械の取扱いができること。」と設定</li> </ul>
--------------------	--

表 3-7 通信系「教科の細目、技能照査の基準の細目」

通信系	昭和 60 年(1985)に日本電信電話公社が NTT に民営化され、通信産業は成長産業として大きく発展してきた。特に、急速なデジタル化により、通信サービスの低廉化や通信ネットワークの整備・高度化等を通じて様々な領域において ICT の活用が行われ、利便性が飛躍的に向上し、インターネット関連サービス等を含む多様な「ICT 産業」の創出となっている。
	電気通信科
A) 系基礎科目の教科の細目	見直し箇所なし
B) 系基礎科目の技能照査の基準の細目	見直し箇所なし
C) 専攻科目の教科の細目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信科の教科名「電子計算機」を「コンピュータ工学」に変更</li> <li>・電気通信科の教科名「電子計算機操作実習」を「コンピュータ操作実習」に変更</li> </ul>
D) 専攻科目の技能照査の基準の細目	見直し箇所なし

## (2) 設備の細目の見直し

設備に関する見直しにおいては、老朽化が見込まれる機器の今後の対応と、普及している機器の導入、並びに時代にあった機器類の整備を行うこととして検討を進め、併せて、不要の機器についても検討に加えた。

電気電子分野及び通信分野では、教室、更衣室の面積拡大と測定等の基本となる機器においては訓練生一人 1 台の整備とすよう見直しを行った。

電力分野では、訓練に使用しない普通旋盤の削除や原稿の細目の摘要欄にある単位文字、単位系の見直しを行った。

繊維分野では、他の訓練系同様にコンピュータを用いた視聴覚教材への対応に必要な機器の整備をするなどの見直しを実施した。

非金属加工分野木材加工系では、ほぞ組用の機械整備等の見直しを行った。

見直し箇所は、次の表 3-8 ~ 13 のとおりである。

表3-8 電気・電子系「設備の細目」

訓練系	訓練科	見直し		
		種別	名称	見直し内容
電気・電子系	製造設備科	建物	教室	室の広さを拡大
		その他の工作物	更衣室	室の広さを拡大
		機械	・オシロスコープ ・直流安定化電源 ・デジタルマルチメータ ・ファンクションジェネレータ	測定基本機器として一人1台に台数拡大
			シーケンス回路実験装置	製造ラインにおける制御の主流機器であるため二人に1台に台数拡大
	電気通信設備科	建物	教室	室の広さを拡大
		その他の工作物	更衣室	室の広さを拡大
		機械	・オシロスコープ ・直流安定化電源	測定基本機器として一人1台に台数拡大
	電子機器科	建物	教室	室の広さを拡大
		その他の工作物	更衣室	室の広さを拡大
		機械	・オシロスコープ ・直流安定化電源 ・ワンボードマイクロコンピュータ	測定基本機器及び実習機器として一人1台に台数拡大
			プリント基盤製作装置	名称を「プリント基板製作装置」に修正

電気・電子系	電気機器科	建物	教室	室の広さを拡大
			更衣室	室の広さを拡大
		その他の工作物		
	機械	オシロスコープ	測定基本機器として一人1台に台数拡大	
		シーケンス回路実験装置	電気制御の主流機器であるため二人に1台に台数拡大	
	コンピュータ制御科	建物	教室	室の広さを拡大
			更衣室	室の広さを拡大
		その他の工作物		
	機械	・オシロスコープ ・直流安定化電源 ・デジタルマルチメータ	測定基本機器として一人1台に台数拡大	
		卓上ミニボール盤	摘要の「最大 0.5 mm」を削除	
通信実習用コンピュータ		通信送受及び通信設定用機器として細目に設定し、摘要には「本体、ディスプレイ等を含む。」とする		
ファンクションジェネレータ		波形入力用の機器として必須であるので細目に設定		
電気製図科	建物	教室	室の広さを拡大	
		更衣室	室の広さを拡大	
	機械	複写機	・名称を「プロッタ」に変更 ・摘要の「複写幅 500～1,000 mm」を「用紙サイズ：A4～A1」に変更	

表3-9 電力系「設備の細目」

訓練系	訓練科	見直し		
		種別	名称	見直し内容
電力系	電気工事科	機械	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キュービクル</li> <li>・耐圧試験設備</li> <li>・試験用変圧器</li> <li>・誘導電圧調整器</li> <li>・絶縁油試験器</li> <li>・乾燥器</li> <li>・交流アーク溶接機</li> <li>・低周波発振器</li> <li>・ポータブル点溶接機</li> <li>・電気ドリル</li> <li>・空気圧縮機</li> </ul>	摘要の単位の文字「K」を小文字の「k」に修正
			輝度計	摘要の輝度の単位「ST」をカンデラ毎平方メートル「cd/m <sup>2</sup> 」に修正
			発電機	整備台数が多すぎるため、代数を半減
			普通旋盤	訓練において、直接必要性のあるものでないことから、細目から削除
	電気設備科	機械	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キュービクル(単相、三相とも)</li> <li>・耐圧試験設備</li> <li>・試験用変圧器</li> <li>・誘導電圧調整器(単相、三相とも)</li> </ul>	摘要の単位の文字「K」を小文字の「k」に修正



電力系	電気設備管理科	機械	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キュービクル(単相、三相とも)</li> <li>・耐圧試験設備</li> <li>・絶縁油試験機</li> <li>・交流アーク溶接機</li> <li>・低周波発振器</li> <li>・電気ドリル</li> <li>・コンプレッサ</li> </ul>	摘要の単位の文字「K」を小文字の「k」に修正
			輝度計	摘要の輝度の単位「ST」をカンデラ毎平方メートル「cd/m <sup>2</sup> 」に修正
			発電機	整備台数が多すぎるため、台数を半減
			普通旋盤	訓練において、直接必要性のあるものでないことから、細目から削除

表 3-10 アパレル系「設備の細目」

訓練系	訓練科	見直し		
		種別	名称	見直し内容
アパレル系	ニット科	その他	掛図等	視聴覚教材に移行しているため「標本及び視聴覚機材等」に名称変更
			機械	特殊ミシン
	大型デジタイザ	デジタイザはスキャナに移行していることから、「大型スキャナ」に名称変更		
	プロッタ	CAD の普及により、出力機器として台数拡大		

アパレル系	洋裁科	機械	プレゼンテーション機器	視聴覚教材の導入が進んでいることから、細目に設定し、摘要には「PC、ソフトウェア、プロジェクタ、プリンタ等」とする
	洋服科	その他	掛図等	視聴覚教材に移行しているため「標本及び視聴覚機材等」に名称変更
	縫製科	その他	掛図等	視聴覚教材に移行しているため「標本及び視聴覚機材等」に名称変更

表3-11 裁縫系「設備の細目」

訓練系	訓練科	見直し		
		種別	名称	見直し内容
裁縫系	和裁科	機械	ヒートカッター	幅広の化繊生地を裁断する機器として細目に設定
			パーソナルコンピュータ	訓練を実施する上で、教材提示、発表用等々、必要性が他の訓練科同様に求められているため細目に設定、摘要には「本体、ディスプレイ等を含む。」とする
			カラープリンタ	上記事由により、細目に設定
			プロジェクタ	視聴覚機器の活用が他の訓練科同様に求められるため、細目に設定
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こて釜(2本差し)</li> <li>・裁鋺</li> </ul>	鋺で縫い目を割ったりきせを掛けたりするために必要なため、細目に設定

表 3 - 12 木材加工系「設備の細目」

練 系	訓 練 科	見直し		
		種別	名 称	見直し内容
木材加工系	木工科	機械	たぼ穴せん孔機	摘要のたぼの穿孔穴径の範囲を「6～12」を「6～16」に変更
			ほぞ組加工機	ドミノチップを埋め込み強度のあるほぞ組み加工を行う機械を細目に設定し、摘要には「0.3～1.5kW」とする
			レーザー加工機	木材やアクリル等の樹脂によるサインディスプレイ加工機械を細目に設定し、摘要には「作業面積 300 mm×300 mm以上」とする

表 3 - 13 通信系「設備の細目」

練 系	訓 練 科	見直し		
		種別	名 称	見直し内容
通信系	電気通信科	建物	教室	室の広さを拡大
			更衣室	室の広さを拡大
		その他の工作物		
		機械	・オシロスコープ ・直流安定化電源 ・デジタルマルチメータ	測定基本機器として一人1台に台数拡大

特に、設備については、次の点については今後も常に注意する必要がある。

- ・設備機器や数量等が時代のニーズに合っているか。
- ・用語の表記が分野を超えて統一されているか。
- ・JIS等の規格変更等による単位が時代に即しているか。

また、設備の数量については、以下の基本的事項による。

- ・設備機器の台数は、訓練生10人あたり1名の指導員を配置することを前提として決められている。
- ・設備基準は、1科単独で設置した場合の広さ及び数量としている。訓練科が2つ以上ある場合には、それぞれの訓練科において訓練の実施に支障がない限り共通で使用するものとして設置することができる。
- ・中学校卒業者等を対象とした訓練の設備基準で「建物その他の工作物」は、二年(2学年)で使用することを前提とした広さを示している。高等学校卒業者等を対象とした訓練は、基本的に1年訓練の場合と2年訓練の場合では広さが異なる。そのため基本的に、高等学校卒業者等の訓練(1学年)では、中学校卒業者等の訓練(2学年)の場合よりも実習場等が狭く定められている。

## 1-2 見直し提案表の作成

昨年度同様に、基礎研究会による訓練基準の見直しを行い、教科・設備・技能照査の基準の細目について見直し提案表を作成し厚労省に提出した。表3-14は、見直し個所の一覧である。

- ・“○”は、修正個所がある場合を表す。
- ・“—”は、修正個所がない場合を表す。
- ・“なし”は、基準の細目が定められていない場合を表す。

表 3-14 電気・電子、非金属加工、繊維・繊維製品分野の訓練基準見直し箇所

大分類	訓練系		訓練科名		教科の細目		設備の細目	技能照査基準の細目		
					学科	実技		学科	実技	
電気・電子	6	電気・電子系	系基礎		なし	○	△	○	○	
			専攻	6-17	製造設備科	○	○	○	○	○
				6-18	電気通信設備科	○	なし	○	なし	なし
				6-19	電子機器科	○	なし	○	○	○
				6-20	電気機器科	なし	なし	○	○	○
				6-21	コンピュータ制御科	○	○	○	○	○
	6-22	電気製図科	なし	なし	○	なし	○			
	7	電力系	系基礎		なし	なし	△	なし	○	
			専攻	7-23	発電電科	なし	なし	—	○	○
				7-24	送配電科	なし	なし	なし	なし	○
				7-25	電気工事科	○	なし	○	なし	なし
				7-26	電気設備科	○	なし	○	なし	なし
	7-27	電気設備管理科		○	○	○	なし	なし		
	44	通信系	系基礎		なし	なし	△	なし	なし	
専攻			44-119	電気通信科	なし	○	○	なし	なし	
繊維・繊維製品	17	製織系	系基礎		なし	なし	△	なし	なし	
			専攻	17-46	織布科	なし	なし	—	なし	なし
				17-47	織機調整科	なし	なし	なし	なし	なし
	18	染色系	系基礎		なし	なし	△	なし	なし	
			専攻	18-48	染色科	なし	なし	なし	なし	なし
	19	アパレル系	系基礎		○	○	△	○	○	
			専攻	19-49	ニット科	なし	○	○	○	○
				19-50	洋裁科	○	○	○	○	○
				19-51	洋服科	なし	○	○	○	○
	19-52	縫製科		なし	○	○	○	○		
	20	裁縫系	系基礎		なし	なし	△	○	なし	
			専攻	20-53	和裁科	○	○	○	○	なし
		20-54	寝具科	なし	なし	—	なし	なし		
21	帆布製品系	系基礎		—	—	△	—	—		
		専攻	21-55	帆布製品製造科	—	—	—	—	—	
非金属加工	22	木材加工系	系基礎		○	なし	△	○	○	
			専攻	22-56	木型科	なし	なし	なし	○	○
				22-57	木工科	なし	○	○	○	○
				22-58	工業包装科	—	—	—	—	—
	23	紙加工系	系基礎		なし	なし	△	なし	なし	
			専攻	23-59	紙器製造科	なし	なし	なし	なし	なし
	25	プラスチック系	系基礎		なし	なし	△	なし	なし	
			専攻	25-63	プラスチック製品成形科	なし	なし	なし	なし	なし
	26	レザー加工系	系基礎		なし	なし	△	なし	なし	
			専攻	26-64	靴製品科	なし	なし	なし	なし	なし
			26-65	靴製品科	なし	なし	—	なし	なし	
	27	ガラス加工系	系基礎		なし	なし	△	なし	なし	
			専攻	27-66	ガラス製品製造科	なし	なし	なし	なし	なし
	28	窯業製品系	系基礎		なし	なし	△	なし	なし	
			専攻	28-67	ほうろう製品製造科	なし	なし	—	なし	なし
			28-68	陶磁器製造科	なし	なし	なし	なし	なし	
	29	石材系	系基礎		なし	なし	△	なし	なし	
			専攻	29-69	石材加工科	なし	なし	なし	なし	なし
	40	工芸系	系基礎		なし	なし	△	なし	○	
			専攻	40-107	木工芸科	なし	なし	なし	○	○
				40-108	竹工芸科	なし	なし	なし	なし	なし
40-109				漆器科	なし	なし	なし	○	○	
40-110				貴金属・宝石科	なし	なし	なし	なし	なし	
40-111				印章彫刻科	なし	なし	なし	○	○	

以下、資料1に教科の細目の見直し、資料2に設備の細目の見直し、資料3に技能照査の基準の細目の見直し、資料4に教科目と技能照査との対応表を掲載した。資料1～3は、職業大のホームページ上の基盤整備センター→訓練基準(普通職業訓練)に掲載されている現行の教科の細目/設備の細目/技能照査の基準の細目を基に修正を行ったものである。赤字・取消線は削除、青字は追加項目を表す。右欄には、基礎研究会としての見直し理由を記述した。

なお、本提案表は、基礎研究会において検討した見直し案であり、厚労省における見直しとは異なることがあることをご了承いただきたい。

## 第2節 モデルカリキュラム

### 2-1 見直し後のモデルカリキュラム案の作成

今年度の対象訓練科である電気・電子、非金属加工、繊維・繊維製品分野の訓練科のモデルカリキュラムでは、既存のものとしては電気・電子系、電力系のものがある、その他には比較的設置科が多い木材加工系に係る訓練科についての事例を基礎研究会にて作成することとした。

しかし、設置科がない訓練科や希少訓練科、認定校のみの訓練科、設置のほとんどが認定校など(表2-3 見直し対象訓練科の設置状況 参照)の場合においては、今年度の基礎研究会の委員においても教科の設定が難しいことから、モデルカリキュラムを限定するものとした。一般に、認定校の共同校では、働きながら訓練を受講し、技能・技術の向上、専門知識の習得を進める施設であり、集合教育として実施するのは学科や共通する実習のみで、専攻実技に関しては勤務する事業所による従事する業務等を教科に置き換えるところが多く、各訓練教科の標準的な内容をまとめることは難しいと判断した。

### 2-2 モデルカリキュラム

既存のモデルカリキュラムとして電気・電子系及び電力系の訓練科のものがある。今年度のモデルカリキュラムとして見直し対象のものは、以下の訓練科とした。

- a 電気・電子系電子機器科
- b 電気・電子系コンピュータ制御科
- c 電力系電気工事科
- d 電力系電気設備管理科
- e 木材加工系木工科

電気・電子系並びに電力系におけるモデルカリキュラムは、上記に挙げる4訓練科は既存のもの修正を行った。教科名、教科の細目等の見直しが小規模であることから、大きな見直しではない。

木材加工系木工科については、既存のものもなく、新規に作成したものである。訓練科の設置は比較的多く、公立校15校、認定校で9校に及ぶ。家具、建具に係る技能・

技術に関する人材育成の場は、その技術体系の基礎を学ぶ唯一の場所が職業訓練校といえる。木工では木を切る、削る、穴を開ける、ホゾを付ける、嵌め合わせる等の多くの工程の集積であり、これらの基本的な作業法を学ぶことができ、その後ろ盾となる理論も学ぶことができる場である。地域においては、熟練の部外講師による技能伝承を取り入れているところもあるが、訓練基準では標準的な部分に限定する。

今回のモデルカリキュラムは、あくまで事例にすぎなく、訓練科の各教科における訓練目標は、教科の技能照査の基準の細目を当てはめており、教科の訓練科目の細目は、教科の細目に記載されている細目項目を取り上げている。作成したものは、教科における訓練科目の内容と訓練時間を検討したことになる。(資料としては2訓練科のみ掲載する。) 表3-15は、カリキュラムモデルのフォーマットを示す

表3-15 モデルカリキュラム フォーマット

訓練科目カリキュラム表

科名	訓練科名	教科の区分	系基礎学科、実技等
教科	教科名		
訓練科目	教科名(教科名と同一)	時間	訓練時間数 H
訓練目標	教科の技能照査の基準の細目		
訓練科目の細目	訓練科目の内容	訓練時間	H
教科の細目に記載されている細目項目を、訓練細目として掲げる。 例) a、 b、c とあれば、 1. a 2. b 3. c となる	訓練科目の細目内容の具体的内容	訓練時間の内、訓練科目の細目に割り当てる	
使用する機械器具等		合計	H